

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図るため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第5条の規定に基づき実施する伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」と「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

- 2 この要綱において「児童」とは、市長が事業の利用を承認した医療的ケア児をいう。
- 3 その他の用語については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）その他関係法令の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、伊勢原市とする。

- 2 市長は、事業の実施に当たっては、市と委託契約を締結した、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う事業所又は法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「訪問看護ステーション等」という。）に委託して行うこととする。

(対象者)

第4条 この事業を利用できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する医療的ケア児の家族とする。

- (1) 伊勢原市内に住所を有する者
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活している者
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としている者

(事業内容)

第5条 この事業は、市から委託を受けた訪問看護ステーション等が児童の自宅で訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。ただし、訪問看護ステーション等がサービスを提供できないと判断した場合はこの限りでない。

(利用時間)

第6条 利用時間は、医療的ケア児1人につき1年度内において、48時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用決定月を含む。）に4を乗じた時間）を利用限度とする。

2 1年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用承認（変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 主治医の訪問看護指示書の写し

(2) 訪問看護計画書の写し

(利用決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用について承認する場合は伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用承認（変更）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、不承認の場合には伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定の有効期間は、利用決定日から利用決定日以後の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第7条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用承認（変更）申請書に変更事項を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときの手続については、前条の規定を準用する。

(利用の方法)

第10条 利用者が事業を利用するときは、利用者が直接訪問看護ステーション等に依頼するものとし、決定通知書を事業者に提示し、訪問看護ステーション等と利用契約を締結しなければならない。

2 前条により、利用の決定内容の変更について決定を受けた場合も同様とする。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該利用者の利用決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用決定を取り消す必要があると認めるととき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用取消決定通知書(第4号様式)により利用者に通知するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、児童が、訪問看護ステーション等から別表に定める支払対象経費となる看護(以下「委託対象訪問看護」という。)を受けたときは、委託対象訪問看護に要した費用について、別表で定める支払額を限度として、児童及び家族に代わり、訪問看護ステーション等に委託料を支払うものとする。

2 市長は、訪問看護ステーション等が、事業に係るサービスの提供に当たって、児童の主治医から事前に、別表に定める支払対象経費となる医師指示書の交付を受けたときは、医師指示書の作成に要した費用について、別表で定める支払額を限度として、訪問看護ステーション等に委託料を支払うものとする。

3 訪問看護ステーション等は、毎月10日までに前月分の事業の実施に係る児童別の伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(第5号様式)を添えて、実績に対する委託料を伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業請求書(第6号様式)により市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託料の返還)

第13条 市長は、訪問看護ステーション等が虚偽その他の不正な手段により前条に規定する委託料の支払を受けた場合は、訪問看護ステーション等に対して事業の委託料の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(費用の負担)

第14条 利用上限を超える訪問看護費や他に発生する費用等(登録料、キャンセル料等)については、利用者と訪問看護ステーション等との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

(記録帳簿等)

第15条 訪問看護ステーション等は、提供したサービスの内容を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、サービスを提供了日の属する年度の翌年度から起算して10年間これを保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市

長が別に定めるものとする。

附 則（令和7年6月6日告示第141号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第12条関係）

支払対象経費	支払額
訪問看護ステーション等が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く。）に係る経費	単価は、30分当たり4,500円とする（30分未満は30分に切上げとする。）。ただし、児童1人につき、1年度当たり48時間を上限とする（年度途中の申請の場合は、利用の決定月から3月までの残月数（利用決定月を含む。）に4を乗じた時間を利用限度とする。）。
訪問看護ステーション等が児童の主治医から事前に医師指示書（健康保険法の適用対象となるものを除く。）の交付を受ける経費	交付に要した実費とする。ただし、1回当たり3,000円を上限とする。児童1人につき、1年度当たり2回を上限とする。

※単価は、消費税及び地方消費税を含む。

第1号様式（第7条関係）

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用承認（変更）申請書

年 月 日

(提出先)

伊勢原市長 殿

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者 (保護者等)	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住 所	〒		
	電話番号			
2 児童名	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	性別	男・女	申請者との続柄	
3 疾患名等				
4 訪問看護ステーション等名				
5 医療的ケアの状況	人口呼吸器 経管栄養 咳痰吸引 気管切開 導尿 酸素療法 人工肛門 その他（ ）			
6 変更の場合 (変更事由)				
7 同意欄	<input type="checkbox"/> 伊勢原市が訪問看護ステーション等から事業に必要な利用者の情報を得ること及び訪問看護ステーション等へ事業に必要な情報を提供することに同意します。			

※主治医の訪問看護指示書（写し）及び訪問看護計画書（写し）を添付してください。

第2号様式(第8条関係)

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用承認(変更)決定通知書

年　月　日

様

伊勢原市長

印

年　月　日付けで申請のありました医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について、次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

1. 決定

申請者氏名	
申請者住所	
利用者名	
訪問看護ステーション等名	
利用期間	年　月　日　から　年　月　日まで
注意事項	1　この事業を利用する際は、この通知書を事業所に提示してください 2　記載事項等に変更があった場合は、伊勢原市長にその旨を速やかに届け出てください。

2. 変更

変更前	
変更後	
変更日	年　月　日

(事務担当は、)

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用不承認決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第8条の規定により、不承認となりましたので次のとおり通知します。

申請者氏名	
申請者住所	
利用者名	
不承認理由	

（事務担当は、 ）

第4号様式(第11条関係)

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用取消決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり利用決定を取り消しましたので通知します。

申請者氏名	
申請者住所	
利用者名	
決定取消日	年 月 日
取消理由	

(事務担当は、)

第5号様式（第1 2条関係）

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書

年 月 日

(提出先)

伊勢原市長 殿

所在地

事業所名

代 表 者

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1	提供年月	年 月分		
2	利用児童名			
3	利用日 利用時間 金額	No	利用日	利用時間
		1	年 月 日	～
		2	年 月 日	～
		3	年 月 日	～
		4	年 月 日	～
		5	年 月 日	～
		6	年 月 日	～
4	医師指示書 の作成依頼	回		円

※訪問看護の単価は、30分当たり4,500円とする（30分未満は30分に切上げとする。）。

医師の指示書の作成に要した費用は、実費とし、1回当たり3,000円を上限とする。

※医師の指示書の作成依頼を行った場合は、当該医師指示書を負担したことを証する書類を添付すること。

保護者署名：

第6号様式（第12条関係）

伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり請求します。

住 所

事業者名

氏 名

請求金額

円

	年		月分	
内 訳	利用者名			請求額
	合 計			

※別紙「伊勢原市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書」を添付
振込先

片仮名 口座名義人	
金融機関名	銀行・信用金庫 支店
口座番号	(普通 ・ 当座)

作成責任者：

担当者：

連絡先：